

沖縄電力(株)吉の浦火力発電所に係る 影響評価準備書に対する勧告について

平成18年3月20日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、沖縄電力(株)吉の浦火力発電所に係る環境影響評価準備書について、沖縄電力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：沖縄県中頭郡中城村字泊509番地の2及び地先
- ・原動力の種類：ガスタービン及び汽力
- ・出 力：100万4千kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書届出	平成14年10月 3日
住民等意見の概要届出	平成14年12月 4日
知 事 意 見 受 理	平成15年 3月 3日
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成15年 3月27日
環境影響評価方法書届出 (事業内容変更に伴う再手続版)	平成15年11月 5日
住民等意見の概要届出	平成15年12月25日
知 事 意 見 受 理	平成16年 3月24日
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成16年 4月21日
環境影響評価準備書受理	平成17年 7月 1日
住民等意見の概要受理	平成17年 8月24日
知 事 意 見 受 理	平成17年12月26日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成18年 2月17日

問合せ先：電力安全課 高取、金子
電話03 - 3501 - 1742 (直通)
03 - 3501 - 1511 (代表)
4921 (内線)

【沖縄電力(株)吉の浦火力発電所に対する勧告内容】

- 1．事業計画地近傍の史跡である中城城跡からの眺望景観に十分配慮するため、発電所の構造物の配色、デザイン及び修景緑化について、周辺の景観と調和するよう、さらに検討すること。また、その旨を評価書に記載すること。
- 2．本事業は、燃料として他の化石燃料と比べて二酸化炭素排出原単位の小さい天然ガスを使用するとともに、火力発電所としては現時点における最高レベルの発電効率を有する設備を採用するとしているが、昨年４月に京都議定書目標達成計画が閣議決定され、電力分野における地球温暖化対策が一層重要となっていることから、以下の措置を講じることにより、事業活動に伴う二酸化炭素の総排出量の低減を図ること。
また、これらについて、評価書に記載すること。
 - (１) 当該事業者が所有する火力発電所の中で最も二酸化炭素排出原単位の小さい本発電所を優先的に稼働するとともに、既設の発電所についても、事業者の販売する電力全体の二酸化炭素排出原単位がより小さくなるよう適切に稼働分担を行うこと。
 - (２) L N G冷熱の有効利用について、技術開発の動向を注視しつつ、検討を進めること。